

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（最終指定親会社四半期の記載事項）</p> <p>第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況等を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>二〇〇十三 「略」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第五号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第十号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>（最終指定親会社四半期の記載事項）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>三〇〇十四 「同上」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が法第二十四条第一項若</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。